

情報発信ガイドライン

2017/09/01

情報科学センター長 裁定

1. 本ガイドラインの目的

インターネットによって情報発信を行うことはもはや必要不可欠といえる。一方で、各種権利侵害を伴うような情報の発信は、その為のトラブル対応による業務効率の低下や、本学の社会的信用を失わせる要因となる可能性もある。

本ガイドラインは、このようなリスクを軽減し、情報資産を保護し、利用者がインターネットを用いて各種コンテンツや情報を、正確かつ、安心・安全に公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、インターネットを用いて情報発信を行う本学構成員を対象とする。

3. 情報発信に係る全般的な注意事項

各種情報を発信する際には、各種法令を遵守することはもちろんのこと、SINET の利用規約や、関連の学内規則をも守らなければならない。また公序良俗に反する行為や社会通念上してはならないことは、情報発信の際にも同様に行ってはならない。

3.1 著作権等知的財産権関連法令の遵守

他人の知的財産権を侵害してはならない。次の各事項に関する場合は特に注意し、著作権者の許諾を得なければならない。併せて、著作者人格権についても確認しなければならない。

- ① 著作物を複製、編集、一部変形又は二次利用する場合
- ② 出版等の許諾がある著作物であっても、公衆送信権の許諾が得られていない場合
著作者の明示について、必要な場合は著作権者と協議する。明示的に再配布が許諾された場合を除き、ソフトウェアのライセンスキーを掲載してはならない。

知的財産権に関して不明な点がある場合は、研究推進課知的財産係へ問い合わせる。

3.2 肖像権・パブリシティ権等の尊重

パブリシティ権を有する有名人等の顔写真を掲載する場合は、本人または関係者の書面による使用許諾を得なければならない。

一般人（学生を含む。）の顔写真を掲載する場合は、個人の肖像権及びプライバシーに十分配慮し、当該者から使用許諾を得なければならない。使用許諾を得ていない及び許諾されたかどうか不明である場合並びに想定外に許諾を得ていない人物が写り込んでしまった場合は、個人が判別できないような処理を施さなくてはならない。

3.3 他人に迷惑をかけるような情報発信の禁止

ネットワーク上で情報発信する際は、他人に迷惑をかけるような情報を発信してはならない。他人に迷惑をかけるような情報としては、人を誹謗中傷する内容や他者のプライバシーを侵害するような情報、マルウェア・ウイルス等の不正プログラムがある。

3.4 成績情報の発信の禁止

業務の必要上明示的に許可された場合を除いて成績情報を発信してはならない。許可された場合についても、不正アクセス・盗聴・改ざんに対する防護策を施さなければならない。

3.5 入試選抜・成績評価試験に関する情報発信の禁止

本学の入試選抜および成績評価に用いる未実施の試験問題を発信してはならない。試験の実施に必要な範囲(例：試験方式、出題数)を超えて試験問題に関する情報を発信してはならない。

3.6 研究成果や研究途中の情報を掲載する際の注意

研究成果や研究途中の情報を掲載する際には、公開に問題がないか十分留意すること。実験等で取得したデータについても同様である。

3.7 企業名やロゴ等の扱い

学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを貼るときは、事前に大学側や相手側と協議すること。

3.8 写真の掲載によるリスク

写真を掲載する際は、パスワード情報等の機密情報が映り込んでいないか確認すること。

自身の肖像写真を掲載する場合にも、顔を露出する際のリスクを十分に考慮すること。

3.9 個人情報の掲載

氏名・住所・連絡先・顔写真その他個人特定につながる情報を掲載する際は、該当者全員から許諾を得なければならない。

3.10 その他（公序良俗に反する情報発信の禁止等）

違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信してはならない。

4. デジタルアーカイブを行う際の注意事項

古典資料等のデジタルアーカイブをネットで公開する際には、各種権利処理が済んでいるかをきちんと確認すること。

5. 各種利用規程の遵守と目的外利用の禁止

5.1 目的外利用の禁止

本学の情報設備および SINET は、もっぱら教育・研究の推進と職務・支援業務遂行のために提供されている。そのため、情報発信者は、公用と私用の区別を意識して、設置目的にそぐわない情報を公開しないように注意することが求められる。目的外利用の典型は、本学の情報設備を研究目的ではなくもっぱら利益を上げる商業目的で利用するというような場合である。

例えば、自身のページで家庭教師等のアルバイトの宣伝をすることやアフェリエイト等の運営によって収益を上げる等の私的利用を行ってはならない。

5.2 学部や各研究室サーバからの政治的活動、宗教的活動その他営利を目的としたものに関する情報を発信してはならない。

6. システムの安全性の確保

6.1. セキュリティの確保

ウェブページを作成するときは、セキュリティの確保に十分注意する。特に OS や各種ソフトウェア等は修正パッチ等を充て、恒常的に最新の情報を保つこと。ページの作成を外部の業者に委託するときも同様である。

6.2 隠しディレクトリに関する注意

公開すべきでない情報は、たとえ隠しディレクトリであっても決して蔵置してはならない。

7. ウェブページや掲示板の管理者等の責任の及ぶ範囲

7.1 権利侵害があった場合

本学の各部局サイトの管理者は、自己の管理するサーバやネットワーク内で権利侵害があることが明らかである場合、可及的速やかにその情報を削除させるか、あるいは削除するものとする。

7.2 発信者情報の開示

権利者（あるいは、権利者と称する者）または捜査機関から、発信者情報の開示請求があった場合は、法的拘束力のある書類（裁判所の令状等）がない限り、これに応じないこととする。